

J R山田線ファンクラブ規約

(名称)

第1条 本会は、J R山田線ファンクラブと称します（以下「ファンクラブ」といいます）。

(目的)

第2条 ファンクラブは次条の活動を通し、J R山田線を地域の足“マイレール”だという意識を地域に浸透させることで、J R山田線の利用者数を増加させるとともに、J R山田線の利用促進をきっかけとして、会員相互の親睦を図りながら地域の賑わいを創出することを目的とします。

(活動内容)

第3条 ファンクラブの活動内容は、前条の目的を達成するため、次の活動を行うものとします。組織改編により、今後ファンクラブの活動は以下に限定するものといたします。

- (1) J R山田線利用促進のPR活動に関すること（主にファンクラブ facebook による）
- (2) J R山田線各駅支部の設立に際しての承認及び支援（主に個人情報の管理、引継ぎ）
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(会員)

第4条 組織改編により新規会員の募集は各駅支部に引き継ぐものとし、会員の定義は各駅支部の規約に依るものといたします。ファンクラブ自体の会員募集は今後行いません。

(役員)

第5条 組織改編によりファンクラブ役員は該当する各駅支部に移行するものといたします。

(役員を選任)

第6条 組織改編により条項廃止

(役員の仕事)

第7条 組織改編により条項廃止

(事務局)

第8条 ファンクラブの事務局は、会長が指名した者が担当するものとし、第3条に定める業務のみを行うものといたします。

(会費)

第9条 組織改編により会費についての規定は各駅支部の規約に依るものといたします。

(個人情報の保護)

第10条 組織改編により個人情報の管理は、各会員が該当する駅支部へ引き継がれるものとし、支部が開設されていない地区の会員個人情報に関してはファンクラブにより厳重に管理されます。

(退会)

第11条 ファンクラブを退会する場合は、事務局に対して、退会の申し出をするものとします。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、ファンクラブの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定めるものとします。